給与所得者の配偶者控除等申告書

ささき税務会計事務所

下記URLで書き方をご紹介しています

https://youtu.be/_EgqVOCrpBk

平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

配

給与の支払者受付印

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		(フリガナ) あなたの氏名	㊞
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所又は居所	

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 *1	円	判定	□ 900万円以下(A)	□ 900万円超950万円以下(B)	□ 950万円超1,000万円以下(C)	区分Ⅰ	(左のA～Cを記載)

配偶者	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	老人控除対象配偶者(昭26.1.1以前生)	非居住者である配偶者	生計を一にする事実
			年 月 日			
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所				

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2	円		区分Ⅱ	(左の①～④を記載)
判定	□ 38万円以下かつ年齢70歳以上(昭24.1.1以前生)	①		
	□ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②		
	□ 38万円超85万円以下	③		
	□ 85万円超123万円以下	④		

合計所得金額の見積額の計算表

あなたの合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等 ⓐ	必要経費等 ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ-ⓑ)×1/2又は(ⓐ-ⓑ)
(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額				

⇒上記の*1欄に転記してください。

配偶者の合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等 ⓐ	必要経費等 ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ-ⓑ)×1/2又は(ⓐ-ⓑ)
(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額				

⇒上記の*2欄に転記してください。

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

控除額の計算

区分Ⅰ	区分Ⅱ ①	②	③	④(*2の見積額を参照してください。) 85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額
円
配偶者特別控除の額
円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

配偶者控除等申告書

平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		(フリガナ) あなたの氏名	ササキ　ヤスタカ 佐々木　康貴 佐々木 印
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所又は居所	東京都港区北青山３－５－１４ 青山鈴木硝子ビル７階

配

給与の支払者受付印

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	*1 円	判定	☐ 900万円以下(A)	☐ 900万円超950万円以下(B)	☐ 950万円超1,000万円以下(C)	区分Ⅰ	（左のA～Cを記載）

配偶者	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日	老人控除対象配偶者（昭24.1.1以前生）	非居住者である配偶者	生計を一にする事実
			年　月　日			
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所				

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	*2 円			区分Ⅱ	（左の①～④を記載）
判定	☐ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭24.1.1以前生）	①			
	☐ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②			
	☐ 38万円超85万円以下	③			
	☐ 85万円超123万円以下	④			

合計所得金額の見積額の計算表

あなたの合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等 ⓐ	必要経費等 ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ-ⓑ)×1/2又は(ⓐ-ⓑ)
(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額				⇒上記の*1欄に転記してください。

配偶者の合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等 ⓐ	必要経費等 ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ-ⓑ)×1/2又は(ⓐ-ⓑ)
(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額				⇒上記の*2欄に転記してください。

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3　所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

あなたの氏名・住所を記入してください

配偶者控除等申告書

平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）	
	(フリガナ) あなたの氏名	ササキ　ヤスタカ 佐々木　康貴
	あなたの住所又は居所	東京都港区北青山３－５－１４ 青山鈴木硝子ビル７階

配

給与の支払者受付印

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 *1　円　判定　☐ 900万円以下(A)　☐ 900万円超950万円以下(B)　☐ 950万円超1,000万円以下(C)　区分Ⅰ　（左のA～Cを記載）

配偶者	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日
			㊤ 年 月 日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	老人控除対象配偶者（昭24.1.1以前生）	非居住者である配偶者 / 生計を一にする事実

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2　円　区分Ⅱ　（左の①～④を記載）

判定
- ☐ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭24.1.1以前生）　①
- ☐ 38万円以下かつ年齢70歳未満　②
- ☐ 38万円超85万円以下　③
- ☐ 85万円超123万円以下　④

合計所得金額の見積額の計算表

あなたの合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等 ⓐ	必要経費等 ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ−ⓑ)×1/2又は(ⓐ−ⓑ)
(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額				

⇒上記の*1欄に転記してください。

配偶者の合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等 ⓐ	必要経費等 ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ−ⓑ)×1/2又は(ⓐ−ⓑ)
(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額				

⇒上記の*2欄に転記してください。

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3　所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

控除額の計算

区分Ⅱ

区分Ⅰ	①	②	③	④（⑵の見積額を参照してください。）
	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
A	480,000円	380,000円	380,000円	320,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円
B	320,000円	260,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
C	160,000円	130,000円	130,000円	110,000円	80,000円	60,000円	40,000円	20,000円
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除				

配偶者控除の額　円

配偶者特別控除の額　円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

印鑑は認め印で構いません

配偶者控除等申告書

平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		(フリガナ) あなたの氏名	ササキ　ヤスタカ 佐々木　康貴 ㊞
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所又は居所	東京都港区北青山３－５－１４ 青山鈴木硝子ビル７階

配

給与の支払者受付印

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	*1	円	判定	□ 900万円以下(A)	□ 900万円超950万円以下(B)	□ 950万円超1,000万円以下(C)	区分Ⅰ	（左のA～Cを記載）

配偶者	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日	老人控除対象配偶者（昭24.1.1以前生）	非居住者である配偶者	生計を一にする事実
	ササキ　カズコ 佐々木　和子	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2	▼48年 9月30日			
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	同上			

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	*2	円	区分Ⅱ	（左の①～④を記載）
判定	□ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭24.1.1以前生）	①		
	□ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②		
	□ 38万円超85万円以下	③		
	□ 85万円超123万円以下	④		

合計所得金額の見積額の計算表

あなたの合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ-ⓑ)×1/2又は(ⓐ-ⓑ)
(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額				

⇒上記の*1欄に転記してください。

配偶者の合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ-ⓑ)×1/2又は(ⓐ-ⓑ)
(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額				

⇒上記の*2欄に転記してください。

（注） 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3　所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

配偶者の氏名・住所・生年月日・マイナンバーを記入してください

配偶者控除等申告書

平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

配

給与の支払者受付印

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		(フリガナ) あなたの氏名	ササキ　ヤスタカ 佐々木　康貴 ㊞
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所又は居所	東京都港区北青山３－５－１４ 青山鈴木硝子ビル７階

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	*1	円	判定	□ 900万円以下(A)	□ 900万円超950万円以下(B)	□ 950万円超1,000万円以下(C)	区分Ⅰ	（左のA～Cを記載）

配偶者	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	*2	円	区分Ⅱ	（左の①～④を記載）
	ササキ　カズコ 佐々木　和子	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2	❤48年 9月30日	判定	□ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭24.1.1以前生）	①		
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	老人控除対象配偶者（昭24.1.1以前生） / 非居住者である配偶者 / 生計を一にする事実		□ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②		
		同上			□ 38万円超85万円以下	③		
					□ 85万円超123万円以下	④		

合計所得金額の見積額の計算表

	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
あなたの合計所得金額（見積額）	給与所得	(1)	円		(注) 円
	事業所得	(2)			
	雑所得	(3)			
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ-ⓑ)×1/2又は(ⓐ-ⓑ)
	(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
	(1)～(7)の合計額				⇒上記の*1欄に転記してください。

	所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
配偶者の合計所得金額（見積額）	給与所得	(1)	円		(注) 円
	事業所得	(2)			
	雑所得	(3)			
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ-ⓑ)×1/2又は(ⓐ-ⓑ)
	(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
	(1)～(7)の合計額				⇒上記の*2欄に転記してください。

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3　所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

配偶者の方で給与所得のみの場合は
収入金額だけ記入してください

配偶者控除等申告書

平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		(フリガナ) あなたの氏名	ササキ　ヤスタカ 佐々木　康貴 ㊞
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所又は居所	東京都港区北青山３－５－１４ 青山鈴木硝子ビル７階

配

給与の支払者受付印

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 *1　円　判定　☐ 900万円以下(A)　☐ 900万円超950万円以下(B)　☐ 950万円超1,000万円以下(C)　区分Ⅰ　（左のA～Cを記載）

配偶者	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日
	ササキ　カズコ 佐々木　和子	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2	◆48年 9月30日

あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所：同上

老人控除対象配偶者（昭24.1.1以前生）　非居住者である配偶者　生計を一にする事実

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2　円

判定
- ☐ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭24.1.1以前生）　①
- ☐ 38万円以下かつ年齢70歳未満　②
- ☐ 38万円超85万円以下　③
- ☐ 85万円超123万円以下　④

区分Ⅱ　（左の①～④を記載）

合計所得金額の見積額の計算表

あなたの合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		（退職所得控除額）	（ⓐ－ⓑ）×1/2又は（ⓐ－ⓑ）
(1)～(6)以外の所得	(7)		（うち特別控除額　円）	（一時所得又は長期譲渡所得は1/2）
(1)～(7)の合計額				

⇒上記の*1欄に転記してください。

配偶者の合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		（退職所得控除額）	（ⓐ－ⓑ）×1/2又は（ⓐ－ⓑ）
(1)～(6)以外の所得	(7)		（うち特別控除額　円）	（一時所得又は長期譲渡所得は1/2）
(1)～(7)の合計額				

⇒上記の*2欄に転記してください。

（注）給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3　所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

あなたに給与以外の所得がある場合は
当てはまる箇所に記入してください

配偶者控除等申告書

平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		(フリガナ) あなたの氏名	ササキ　ヤスタカ 佐々木　康貴 ㊞
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の住所		あなたの住所又は居所	東京都港区北青山３－５－１４ 青山鈴木硝子ビル７階

配　給与の支払者受付印

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	*1 円	判定	□ 900万円以下（A）	□ 900万円超950万円以下（B）	□ 950万円超1,000万円以下（C）	区分Ⅰ	（左のA～Cを記載）

配偶者	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2 円			区分Ⅱ	（左の①～④を記載）
	ササキ　カズコ 佐々木　和子	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2	◒48年 9月30日	判定	□ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭24.1.1以前生）	①		
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所：同上	老人控除対象配偶者（昭24.1.1以前生） / 非居住者である配偶者 / 生計を一にする事実		□ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②		
					□ 38万円超85万円以下	③		
					□ 85万円超123万円以下	④		

合計所得金額の見積額の計算表

	所得の種類		収入金額等 ⓐ	必要経費等 ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
あなたの合計所得金額（見積額）	給与所得	(1)	円		(注) 円
	事業所得	(2)			
	雑所得	(3)			
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ－ⓑ)×1/2又は(ⓐ－ⓑ)
	(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
	(1)～(7)の合計額				⇒上記の*1欄に転記してください。

	所得の種類		収入金額等 ⓐ	必要経費等 ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
配偶者の合計所得金額（見積額）	給与所得	(1)	円		(注) 円
	事業所得	(2)			
	雑所得	(3)			
	配当所得	(4)			
	不動産所得	(5)			
	退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ－ⓑ)×1/2又は(ⓐ－ⓑ)
	(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
	(1)～(7)の合計額				⇒上記の*2欄に転記してください。

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3　所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

A

A

あなたの所得の合計をＡ欄２箇所に記入してください

配偶者控除等申告書

平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		(フリガナ) あなたの氏名	ササキ　ヤスタカ 佐々木　康貴 ㊞
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所又は居所	東京都港区北青山３－５－１４ 青山鈴木硝子ビル７階

配

給与の支払者受付印

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	*1	円	判定	□ 900万円以下(A)	□ 900万円超950万円以下(B)	□ 950万円超1,000万円以下(C)	区分Ⅰ	(左のA～Cを記載)

配偶者	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	老人控除対象配偶者(昭24.1.1以前生)	非居住者である配偶者	生計を一にする事実
	ササキ　カズコ 佐々木　和子	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2	48年 9月30日			
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	同上			

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	*2	円	区分Ⅱ	(左の①～④を記載)
判定	□ 38万円以下かつ年齢70歳以上(昭24.1.1以前生)	①		
	□ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②		
	□ 38万円超85万円以下	③		
	□ 85万円超123万円以下	④		

合計所得金額の見積額の計算表

あなたの合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ-ⓑ)×1/2又は(ⓐ-ⓑ)
(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額				

⇒上記の*1欄に転記してください。

配偶者の合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ-ⓑ)×1/2又は(ⓐ-ⓑ)
(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額				

⇒上記の*2欄に転記してください。

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3　所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

配偶者に給与以外の所得がある場合は
当てはまる箇所に記入してください

配偶者控除等申告書

平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		(フリガナ) あなたの氏名	ササキ　ヤスタカ 佐々木　康貴 ㊞
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所又は居所	東京都港区北青山３－５－１４ 青山鈴木硝子ビル７階

配

給与の支払者受付印

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	*1	円	判定	□ 900万円以下(A)	□ 900万円超950万円以下(B)	□ 950万円超1,000万円以下(C)	区分Ⅰ	（左のA～Cを記載）

B

配偶者	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	老人控除対象配偶者(昭24.1.1以前生)	非居住者である配偶者	生計を一にする事実
	ササキ　カズコ 佐々木　和子	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2	48年 9月30日			
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	同上			

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	*2	円	区分Ⅱ	（左の①～④を記載）
判定	□ 38万円以下かつ年齢70歳以上(昭24.1.1以前生)	①		
	□ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②		
	□ 38万円超85万円以下	③		
	□ 85万円超123万円以下	④		

合計所得金額の見積額の計算表

あなたの合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ-ⓑ)×1/2又は(ⓐ-ⓑ)
(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額				

⇒上記の*1欄に転記してください。

配偶者の合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ-ⓑ)×1/2又は(ⓐ-ⓑ)
(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額				

B

⇒上記の*2欄に転記してください。

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3　所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

配偶者の所得の合計をB欄２箇所に記入してください

平成30年分　給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		(フリガナ) あなたの氏名	ササキ　ヤスタカ 佐々木　康貴 ㊞
	給与の支払者の法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人は除きます。）が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所又は居所	東京都港区北青山３－５－１４ 青山鈴木硝子ビル７階

配

給与の支払者受付印

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 *1	円	判定	□ 900万円以下(A)	□ 900万円超950万円以下(B)	□ 950万円超1,000万円以下(C)	区分Ⅰ	（左のA～Cを記載）

配偶者	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日				配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 *2	円		区分Ⅱ	
	ササキ　カズコ 佐々木　和子	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2	▼48年 9月30日				判定	□ 38万円以下かつ年齢70歳以上（昭24.1.1以前生）	①		（左の①～④を記載）
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	老人控除対象配偶者（昭24.1.1以前生）	非居住者である配偶者	生計を一にする事実			□ 38万円以下かつ年齢70歳未満	②		
	同上							□ 38万円超85万円以下	③		
								□ 85万円超123万円以下	④		

合計所得金額の見積額の計算表

あなたの合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等 ⓐ	必要経費等 ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ−ⓑ)×1/2又は(ⓐ−ⓑ)
(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額				

⇒上記の*1欄に転記してください。

配偶者の合計所得金額（見積額）

所得の種類		収入金額等 ⓐ	必要経費等 ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	(1)	円		(注) 円
事業所得	(2)			
雑所得	(3)			
配当所得	(4)			
不動産所得	(5)			
退職所得	(6)		(退職所得控除額)	(ⓐ−ⓑ)×1/2又は(ⓐ−ⓑ)
(1)～(6)以外の所得	(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
(1)～(7)の合計額				

⇒上記の*2欄に転記してください。

（注） 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3　所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

控除額の計算

区分Ⅰ	区分Ⅱ ①	②	③	④（*2の見積額を参照してください。） 85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額
円
配偶者特別控除の額
円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。